

認定施設ならびに教育関連施設についてのお知らせ（第2報）

2016年11月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 細川 互
認定施設認定委員会
委員長 三鍋 俊春

2016年度（第32回）日本形成外科学会認定施設並びに教育関連施設の申請方法をお知らせ致します。以下ご確認の上、提出、申請して下さい。

日本専門医機構による新専門医制度下での研修は再来年の2018年度から稼働します。しかし、新専門医制度がスタートしても、数年の間は旧制度の後期研修医と新制度の後期研修医（「専攻医」に改称）が併存する形となります。したがって、新制度が始まってもしばらくの間は旧制度下でのこの「認定施設ならびに教育関連施設」の認定や更新の制度は続けられますのでご注意下さい。

専門医制度細則第32条第8項に「一施設は、複数の認定施設をもつことはできない」とあります。数年前までは皮膚科内形成外科診療班、耳鼻咽喉科内形成外科診療班、口腔外科内形成外科診療班などの施設で、資格を充足すれば認定施設として認定されておりました。しかし、日本専門医制評価・認定機構より、基本領域診療科において2つの基本診療科を研修施設として認定することはできないという決定がありました。医育機関においては、少なくとも形成外科が独立した診療科として標榜されていることが必要です（例えば、「皮膚科内形成外科診療班」などの、他科内の形成外科診療班の場合は、承認されませんので、ご認識の上、新規申請を行って下さい）。

他科内形成外科診療班では認定施設、教育関連施設の申請はできません。独立していることが証明できる書類（病院の組織図、売り上げ表など）を提出して下さい。

I. 認定施設ならびに教育関連施設の申請

1. 認定施設の申請（専門医制度細則第32条参照）

認定施設の申請資格は次の各項全てを充足すること。

- 1) 臨床研修病院である、またはそれに準ずる総合的な病院（300床以上）である。
- 2) 原則として形成外科を診療科として標榜している。
- 3) 施設長が形成外科専門医である。
- 4) 形成外科研修カリキュラムを有する。
- 5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有する。
- 6) 形成外科手術が、以下の8項目のうち5項目以上を含む内容であること。

ただし、病院に特殊性がある場合、5項目を充足しなくても、認定施設認定委員会の審査を経て認定されることがある。

- (1) 外傷 (2) 先天異常 (3) 腫瘍 (4) 癬痕・癬痕拘縮・ケロイド (5) 難治性潰瘍 (6) 炎症・変性疾患 (7) 美容（手術のみ） (8) その他（レーザー含む）

- 7) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点2点以上/年）を行っていること。

付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度〔2016年1月～12月〕に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。

また、学会・研究会での発表においても原則として第1発表者の所属施設がその施設名であること。

- 8) a) 以下の2項目を充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間150例以上であること。

2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間200以上となること。

- b) 手術件数が8項目中9件以下の項目が3項目以内であること。

2. 教育関連施設の申請（専門医制度細則第33条参照）

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連施設の申請資格は次の各項を充足すること。

- 1) 形成外科専門医が常勤している。

- 2) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点1点以上/年）を行っていること。

付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度〔2016年1月～12月〕に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。

また、学会・研究会での発表においても原則として第1発表者の所属施設がその施設名であること。

- 3) 以下の2項目を充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。

2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

3. 教育関連美容外科施設の申請（専門医制度細則第34条参照）

教育関連美容外科施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連美容外科施設の申請資格は次の各項を充足すること。

- 1) 親となる施設の所定の推薦状がある。

- 2) 形成外科専門医が常勤している。

- 3) 形成外科年間カリキュラムを有する。

- 4) 形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点1点以上/年）を行っていること。

付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年度〔2016年1月～12月〕に刊行された論文）を2点とする（掲載証明書は認めません）。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので、認定施設認定委員会の審査を受ける）。

定委員会の審査を受ける)。

また、学会・研究会での発表においても原則として第1発表者の所属施設がその施設名であること。

5) 以下の2項目のいずれかを充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。
2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

ただし、上記条件が整っていても認定されない、あるいは逆の場合がある。

※以下の施設等は特殊な認定施設とし、その研修期間を上限2年間認める。

- ①こども病院 ②がんセンター ③熱傷センター ④救命・救急センター ⑤手外科施設

※新たに設立された施設が新規として申請し、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合のみ、報告年度より研修施設として認められる。

※医育機関においては、少なくとも形成外科が独立した診療科として標榜されていることが必要です。例えば、「皮膚科内形成外科診療班」などの、他科診療科内の形成外科診療班の場合は、承認されませんので、ご認識の上、新規申請を行って下さい。

II. 年次報告書(更新)と変更届(専門医制度細則第40条参照)

1. 年次報告書(12月に発送)

認定施設および教育関連施設は毎年1回年次報告書を提出する必要があります。更新資格は上記「I. 認定施設ならびに教育関連施設の申請」をご参照下さい。なお、教育関連施設が認定施設へ、あるいは認定施設が教育関連施設へ変更して申請する場合も年次報告書は提出して下さい。また、以下URL先のホームページからのダウンロードも可能です。

http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title09_1

※12月中旬頃に掲載予定です。

2. 変更届(12月に発送)

下記事項について変更があった場合は、年次報告書とともに変更届を提出して下さい。

- 1) 指導体制の変更
- 2) 教育関連施設の変更
- 3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

III. 提出方法について

①年次報告書類、②最新版疾患登録データベースで集計した「患者資料」ならびに「手術件数」を書き込んだCD-Rをレターパック等にて郵送して下さい。データベースでの報告書作成については「V. データベースシステムを用いた『年間の患者数及び手術件数』報告書作成について」をご参照下さい。

書類はA4サイズにそろえてご提出下さい。学会発表は、当該学術集会名、開催期日が判明する部分と、発表者の氏名、所属(=申請施設名)が判明できる部分(それぞれにアンダーラインを付加する)、発表論文は別刷あるいは論文のコピーをお送り下さい。専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会でない学術雑誌、病院誌の場合は、冊子1冊を同封して下さい。

IV. 審査料, 受付期間等について

1. 審査料

認定施設, 教育関連施設とも 10,000 円です。

新規の場合, 申請書類発行手数料 1,000 円が別途必要です。

手引きとともに送られる振込用紙にて提出期間中に振り込んで下さい。

2. 新規申請書類の申し込み

ホームページからのダウンロードも可能です。右記 URL よりダウンロードして下さい (http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title09_2)。12月中旬頃に掲載致します。

または, 当委員会宛て「認定施設の申請書請求」, 「教育関連施設の申請書請求」, 「教育関連施設美容外科の申請書請求」のいずれか希望する書類名を明記の上, 官製ハガキ又は封書にてご請求下さい。12月中旬以降に送付します。なお, 申請書類発行手数料 (1,000 円) は審査料と併せて, 申請書類受領後に請求致します。

3. 提出期間

提出期間は 2017 年 1 月 1 日～1 月 31 日 (消印有効) です。

4. 宛先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F

日本形成外科学会 認定施設認定委員会 宛

TEL : 03-5287-6773 FAX : 03-5291-2176

V. データベースシステムを用いた「年間の患者数及び手術件数」報告書作成について

最新版 疾患登録データベースにて作成していただくこととなります。

年間の「患者資料」と「手術件数」に関する申請書の作成方法

学会 HP 内の「会員専用ページ」に掲載されている操作マニュアルの順に従い, デスクトップ等に保存しますと, 「患者資料」に関する直近 3 ヶ年分の「事務局送付データ」と, 「年間の患者数及び手術件数」に関する「Excelデータ」が自動的に作成されます。

直近 3 ヶ年分の事務局送付データ及び Excel データは新しい CD-R にコピーして下さい。詳細につきましては 12 月に発送する手引き, 及びホームページ (12 月中旬更新) をご覧下さい。

なお, 「手術件数」に関する申請書には, 各施設での手術統計を解りやすくするために中分類 (配布した疾患分類の資料を参考) までの数値が表示されるようになっております。しかし, 実際の施設認定の条件には大分類の数値のみが対象となります。また, データ入力を実際の手術件数より少ない場合は, 「手術件数」不足として判定されることがありますので, 症例の入力漏れのないようご注意下さい。

疾患登録データベースを利用できない施設の提出方法について

施設認定の年次報告は, 疾患登録データベースシステムを利用した報告が必須となります。委員長が認めた場合を除き, 紙媒体での提出は認められません。どうしても疾患登録データベースが利用できない場合は, その理由を認定施設認定委員長宛て文書で事前に届け出ていただきます。

また, 本年度より新たに申請する認定施設, 教育関連施設については, 初年度は紙媒体での提出でも認めます。ただし, 紙媒体で提出し新規に認定された施設も初回更新手続きの際には疾患登録データベースシステムの使用が必須です。認定後はその年の 1 月 1 日の疾患情報にさかのぼってデータベースの入力を行って下さい。

VI. 専門医生涯教育委員会が認めた学会，論文一覧を以下に記載します。

学会発表

- 日本形成外科学会 学術集会および
- 日本形成外科学会 基礎学術集会
- 国際形成外科学会
- 各地区形成外科学会 学術集会
- 国際熱傷学会
- 国際頭蓋顔面外科学会
- 国際美容外科学会
- 国際口蓋裂学会
- 国際マイクロサージャリー学会
- 国際手外科学会
- その他の国際形成外科学会
(アジア太平洋地区，ヨーロッパ地区など)
- 各国の形成外科学会 総会
- 日韓形成外科学会
- 日中形成外科学会
- 各地区形成外科学会地方会（東京地方会等）
- 日本形成外科学会 学術講習会
- 日本口蓋裂学会
- 日本熱傷学会
- 日本頭蓋顎顔面外科学会
- 日本救急医学会
- 日本手外科学会（旧：日本手の外科学会）
- 日本美容外科学会（JSAPS）
- 日本先天異常学会
- 日本下肢救済・足病学会
- 日本マイクロサージャリー学会

- 日本職業・災害医学会
- 日本頭頸部癌学会（旧：日本頭頸部腫瘍学会）
- 日本褥瘡学会
- 日本創傷治癒学会
- 日本頭蓋底外科学会
- 日本創傷外科学会
- 日本医学会総会
- 日本皮膚悪性腫瘍学会
- 日本臨床皮膚外科学会
- 日本形成外科手術手技学会
- 日本レーザー医学会
- 日本再生医療学会
- 日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会
- 日本顔面神経学会
- 関連学会研修会
- 日本医師会生涯教育講座
- 複数施設の合同研究会

論文・原著・著書掲載

- 日本形成外科学会会誌
- 雑誌：形成外科
- 関連学会誌
- 外国で発行の形成外科専門誌
- その他の学術雑誌
- 関連著書（学術的なもの，医家向けのもの）

【備考】 その他特に委員会が認めたものは略しますが，基準項目リストにある日本形成外科学会承認の関連学会・研修会ならびに国際学会で，2016年4月までに認められているものと致します。その他特に委員会が認めた関連学会・研修会ならびに国際学会は日本形成外科学会ホームページ（<http://www.jsprs.or.jp/member/specialist/education/pdf/point.pdf>）に掲載しています。

※年次報告書の内容については，企画調査委員会の資料となる場合があります。

※認定施設認定委員会 委員

<p>三鍋 俊春（委員長／関東）， 古川 洋志（北・東），漆館 聡志（北・東），小川 令（関東），亀井 譲（中部）， 垣淵 正男（関西），木股 敬裕（中・四），力丸 英明（九・沖）</p>
--